◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇二号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五六号）の施行期日は、平成二七年九月一日とすることとした。

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三〇三号）（内閣府本府）

一　国家戦略特別区域法施行令の一部改正関係

1　国家戦略特別区域法（平成二五年法律第一〇七号。以下「法」という。）第一二条の三第一項の政令で定める基準は、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うための教育課程を編成するものであること等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第三条関係）

2　法第一二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、社会福祉法（昭和二六年法律第四五号）第一三一条及び第一三二条の規定等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第五条関係）

3　法第一二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第一八条の九第一項の規定による指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する試験事務を行おうとする者の申請により行う等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第六条関係）

4　都道府県知事は、指定試験機関がその指定をしてはならない要件のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第七条関係）

5　法第一二条の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第一八条の一八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第一八条の一八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなすこととした。（国家戦略特別区域法施行令第九条関係）

6　国家戦略特別区域限定保育士がその登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならないこととした。（国家戦略特別区域法施行令第一一条関係）

7　法第一四条の二の政令で定める基準は、医療法第四六条の三第一項ただし書の認可の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであって、認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第一四条関係）

8　法第一六条の三第一項の政令で定める業務は、炊事、洗濯、掃除等を代行し、又は補助する業務とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第一五条関係）

9　法第一六条の三第一項の政令で定める要件は、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満一八歳以上であること等に該当するものであることとした。（国家戦略特別区域法施行令第一六条関係）

10　法第一六条の三第一項の政令で定める基準は、法第一六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第一七条関係）

11　法第一六条の四第一項の政令で定める基準は、本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること等に該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体であって、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第一八条関係）

12　法第一九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき期間の区分に応じそれぞれ定める利率で複利計算の方法により計算して得た額とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第二一条関係）

13　法第二〇条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第一〇項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三九条第一項に規定する保育所等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第二三条関係）

14　法第二〇条の二第一項の政令で定める技術的基準は、保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること等とすることとした。（国家戦略特別区域法施行令第二四条関係）

二　関係政令の一部改正関係

児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）等の関係政令について所要の改正を行うこととした。（第二条～第一四条関係）

三　施行期日

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年九月一日）から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇四号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、宮城県仙台市、秋田県仙北市、愛知県並びに東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区以外の東京都の全域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇五号）（国土交通省）

1　社会資本整備重点計画の計画期間を改めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三〇六号）（内閣府本府）

1　平成二七年六月二日から七月二六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈢　熊本県天草郡苓北町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。
